ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社オークマ	福岡県朝倉市来春四百三番地	建具製作

備考　表中の「［］」の記載は注記である。

○法務省告示第四百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

一

名称	所在地
［略］	［略］
東京日語学院	埼玉県
与野学院日本語学校	埼玉県
［略］	［略］
大阪外語学院	大阪府
大阪総合福祉専門学校	大阪府
［略］	［略］
えにし日本語学校	福岡県
大原昂自動車・スポーツ専門学校	福岡県
［略］	［略］
ヒューマンアカデミー日本語学校佐賀校	佐賀県
熊本外語専門学校	熊本県
［略］	［略］

二

名称	所在地
［略］	［略］
［略］	［略］
［項を削る。］	

改正前

別表第一

一

名称	所在地
［同上］	［同上］
東京日語学院	埼玉県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
大阪外語学院	大阪府
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
えにし日本語学校	福岡県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
ヒューマンアカデミー日本語学校佐賀校	佐賀県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

二

名称	所在地
［同上］	［同上］
与野学院日本語学校	埼玉県

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		